

## 会長等の選出について

### (1) 会長の選出

「宮崎県がん対策審議会条例」（平成 27 年条例第 42 号。以下、「審議会条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、審議会の会長は、委員の互選によって定めることとなっています。

今回、書面開催となったため、事務局案として会長に河野雅行委員を提案します。

#### 【理由】

- ・ 宮崎県医師会長としてがん医療をはじめとした本県の医療事情に精通されている。
- ・ 平成 27 年 12 月以降、令和 7 年 11 月まで宮崎県がん対策審議会の会長をお務めいただいている。

### (2) 会長の職務を代理する者の指名

審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」となっているため、(1)による会長決定後に指名いただき、後日委員の皆様にお示しいたします。

### (3) がん登録部会委員

平成 27 年度に開催された本審議会において、がん登録等の推進に関する法律の規定に基づき、知事が当審議会に諮問する事項については、がん登録部会において調査審議し、がん登録部会の議決をもって、当審議会の議決とすることができることとなっております。

審議会条例第 7 条第 1 項の規定により、会長が部会に属する委員を指名することとなっているため、(2)と同様、(1)による会長決定後に指名いただき、後日委員の皆様にお示しいたします。